

地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「半田市地域計画」という。）を変更するため、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により半田市地域計画の案を次のように公衆の縦覧に供する。

なお、半田市地域計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、半田市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 8 年 1 月 6 日

半田市長 久世 孝宏

1. 縦覧場所

半田市役所市民経済部産業課

半田市東洋町二丁目 1 番地

2. 縦覧期間

自 令和 8 年 1 月 6 日（火）

至 令和 8 年 1 月 19 日（月）

毎週月曜日から金曜日まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

なお、水曜日は、午後 7 時 15 分まで

ただし、土・日曜日と祝日は除く